

和 企 第 2 9 号

令和7年7月29日

和光市総合振興計画審議会会長 様

和光市長 柴崎 光子

和光市総合振興計画審議会に対する諮問について

和光市総合振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、下記のとおり、諮問
します。

記

I 諮問事項

第五次和光市総合振興計画基本構想の中間見直しについて